

令和8年（2026年）度以降の化審法に基づく電子申請における
「申出者コード」及び「届出者等コード」の廃止と「GビズID」取得の
お願いについて（お知らせ）

令和7年3月12日
経済産業省産業保安・安全グループ
化学物質管理課化学物質安全室

化審法に基づく少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入数量の電子申出及び中間物等新規化学物質の製造・輸入実績報告書の電子提出を行う場合、あらかじめ「申出者コード」を取得いただいております。

また、一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の電子届出を行う場合、あらかじめ「届出者等コード」を取得いただいております。

今般、申出者コード及び届出者等コードについて、行政手続きの更なる効率化を図るべく、現在様々な行政サービスでも活用されている「GビズID」の採用を予定しております。GビズIDは、法人（個人事業主も含む）のための「共通認証システム」です。1つのGビズIDアカウントで、複数の行政サービスを利用することができ、化審法における手続きについても、今後、各申出等手続きにおいて順次採用していく予定です。

GビズIDには、GビズIDプライム、GビズIDメンバー、GビズIDエントリーという3種類のアカウントがありますが、化審法の申請にはGビズIDプライム、GビズIDメンバーのみ使用可能となりますので、デジタル庁への事前の申請が必要です。

「GビズID」の採用時期は手続内容により異なりますが、令和8年（2026年）度以降、申出者コード及び届出者等コードは使用できなくなる予定ですので、令和8年度以降も電子申請を検討されている事業者におかれましては、計画的にGビズIDの申請手続きをお願い致します。各手続きにおける詳細なスケジュールは決定次第改めて周知いたします。

なお、令和7年（2025年）度の少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入数量の電子申出及び中間物等新規化学物質の製造・輸入実績報告書の電子提出、一般化学物質、優先評価化学物質及び監視化学物質の製造数量等の電子届出は、引き続き「申出者コード」及び「届出者等コード」を使用してください。

1. 手続き一覧

手続名	現在～令和7年度	令和8年度以降
少量新規化学物質の製造・ 輸入数量の申出	申出者コード	GビズIDプライム、GビズID メンバー
低生産量新規化学物質の製 造・輸入数量の申出	申出者コード	※GビズIDエントリーは使用で きません
中間物等新規化学物質の製 造・輸入実績報告書	申出者コード	
一般化学物質、優先評価化 学物質及び監視化学物質等 の製造数量等の届出	届出者等コード	

2. GビズIDの手続き

デジタル庁「GビズID」のページよりお願いいたします。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

以上